

養父市文化会館（仮称）建設工事

施工者募集要領

平成30年10月

兵庫県養父市

目次

I	事業目的	- 3 -
II	本事業の概要	- 3 -
1	用語等の定義	- 3 -
2	事業名称	- 3 -
3	事業スケジュール	- 3 -
4	工事概要	- 4 -
5	施工者の契約範囲	- 4 -
6	事業方式	- 4 -
7	選定スケジュール	- 5 -
8	参加資格	- 6 -
9	技術協力の内容	- 8 -
10	契約後VE提案の取扱いについて	- 9 -
11	実施設計業務等の受託者	- 10 -
III	参加表明	- 10 -
1	参加資格審査について	- 10 -
2	提出書類	- 10 -
3	参加表明書等作成要領	- 11 -
4	提出方法等	- 12 -
5	参加資格審査結果通知（選定通知）	- 12 -
IV	図面等資料配付	- 12 -
V	質問回答	- 12 -
1	提出期限及び留意事項	- 12 -
2	提出方法	- 12 -
3	質問に対する回答	- 13 -
4	その他	- 13 -
VI	技術提案等の提出	- 13 -
1	技術提案等提出書類一覧	- 13 -
2	技術提案等の作成	- 14 -
3	技術提案等作成要領	- 21 -
4	提出方法等	- 21 -
5	費用負担	- 21 -
6	その他	- 21 -
VII	技術対話（プレゼンテーション・ヒアリング）	- 22 -

1	実施場所・日時	- 22 -
2	実施方法	- 22 -
VIII	技術提案審査及び技術提案反映依頼	- 22 -
IX	優先交渉権者の特定等	- 23 -
1	審査委員会の設置	- 23 -
2	優先交渉権者の特定	- 23 -
3	審査結果通知	- 23 -
4	審査の公表	- 23 -
X	評価方法	- 24 -
1	評価基準	- 24 -
X I	契約等に関する事項について	- 26 -
1	工事請負契約の締結について	- 26 -
2	工事請負契約書の運用について	- 26 -
3	工事請負代金の支払条件について	- 26 -
4	三者協定の締結について	- 26 -
X II	その他	- 27 -
1	失格条項	- 27 -
2	参加者数	- 27 -
3	参加の辞退	- 27 -
4	公表、非公表の範囲	- 27 -
5	建設予定地の現地視察等	- 28 -
6	設計要求水準書の位置付け	- 28 -
7	事務局	- 28 -

別紙資料

- 別紙資料 1 様式集
- 別紙資料 2 基本設計図書（一部 1 1 月に配付）
- 別紙資料 3 設計要求水準書（1 1 月に配付）
- 別紙資料 4 建設工事請負（仮）契約書（案）
- 別紙資料 5 三者協定書（案）

I 事業目的

養父市文化会館（仮称）は、文化芸術の振興の場、生涯学習の場、情報発信の場、まちづくりの場、市民憩いの場という5つの場を実現するため、全ての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮しながら、ホール、公民館、図書館、公園の4つの機能を集約した施設である。

本施設が、養父市創生総合戦略の基本目標である“住みたいまち”“チャレンジできるまち”“子育てしたいまち”“健康長寿のまち”を実現し、『人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点』となり、市民に愛されるものとなるよう計画するものである。

II 本事業の概要

1 用語等の定義

- (1) 技術協力とは、前記「I 事業目的」を果たすために実施設計時において、養父市及び実施設計者と協働し、施工者が高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案を実施設計並びに施工に反映させるため、養父市及び実施設計者へ技術協力を行うことをいう。
- (2) 養父市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）とは、本プロポーザルにおいて、施工者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する組織をいう。
- (3) 養父市技術協力会議（以下「三者会議」という。）とは、養父市及び実施設計者並びに施工者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工者から提案される高度な技術提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる会議をいう。
- (4) コンストラクションマネージャー（以下CMRという。）とは、実施設計・工事段階において、養父市を支援する者をいう。

2 事業名称

養父市文化会館（仮称）整備事業

3 事業スケジュール

事業スケジュールは次の予定とする。

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 技術協力期間 | 平成31年3月から平成31年6月下旬 |
| (2) 精積算期間 | 平成31年7月から平成31年8月下旬 |
| (3) 着工準備 | 平成31年9月から |
| (4) 建設工期 | 平成31年10月から平成33年3月下旬 |

4 工事概要

(1) 工事名等

- ① 工事番号 養公30(工)第2号
- ② 工事名称 養父市文化会館(仮称)建設工事
- ③ 工事場所 兵庫県養父市八鹿町八鹿地内
- ④ 工期 平成33年3月まで

(2) 工事の規模・内容

- ① 主要用途 劇場・図書館・集会場
- ② 工事種別 新築工事
- ③ 構造 ホール RC・SRC造一部S造 地上3階
図書館・公民館 RC造 地上1階
- ④ 規模 建築面積 約4,094.14㎡
延べ面積 約4,352.61㎡
- ⑤ 工事範囲 建築工事、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水衛生設備工事、昇降機工事、舞台設備工事、外構整備工事(公園整備含む)、情報通信設備工事、AV設備工事、BDS設備工事
※設計図書に記載の範囲とする。

(3) 敷地の概要

- ① 所在地 兵庫県養父市八鹿町八鹿字家下モ538番1、558番24、712番
- ② 敷地面積 27,702.99㎡(未定)

(4) 工事費上限額

3,000,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

5 施工者の契約範囲

施工者は、以下のことを行う。具体的な内容については募集要領のほか、基本設計図書、設計要求水準書、三者協定書等を参照すること。

- (1) 実施設計期間の技術協力(「9技術協力の内容」による)
- (2) 建設工事(「4工事概要(2)⑤工事範囲」による)

6 事業方式

(1) 目的

養父市は、施工者選定に際し、ECI(アーリー・コントラクター・インボルブメント)方式を更に進めた新しい先行発注型方式を実施することとした。

設計と施工を一括発注するDB(デザイン・ビルド)方式の課題として、設計と

施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した設計が可能である反面、施工者の視点に偏った設計になりやすい傾向がある。また、現行のE C I方式は、技術協力業務と工事請負をそれぞれ段階毎に契約するため、工事請負段階で施工者と契約協議がととのわないこともあり、事業の進捗に多大な影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、施工者側もそのリスクによりプロジェクトに注力することができない。養父市は、施工者と設計段階で工事請負契約を締結した上で、設計者が進める設計に対して、施工者が技術協力を行うという図式により、それらの課題を解決する。この方式は、DB方式とE C I方式のヴァリエーションとも言えるものであり、設計段階から施工者側の技術力を活用し、かつ市民等の意見を可能な限り設計に反映できる事業方式として養父市が検討を重ねたものである。

養父市は、施工者が早期にプロジェクトに参加し、工事請負契約に基づく長期的かつ継続的な視点を持ちながら注力することにより、実施設計段階での適正工事価格の検証、養父市の意向を十分反映した、設計・工事品質の高レベル化及び工期厳守を期待する。

先例のない手法であるが、養父市がこの方式を選択した意図を十分に理解の上、互いの利益を守りつつも、養父市及び設計者と協働して、最大限の成果を上げるための最良のパートナーたる施工者を選定することを目的とする。

(2) 選定方式

施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、技術提案等を求めるとともに、技術対話を実施した上で、工事費及び技術提案等を総合的に評価し、施工者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

7 選定スケジュール

項 目	期 日
・公告	平成30年10月 1日 (月)
・質問書の受付	平成30年10月 1日 (月) から 平成31年 1月11日 (金) 正午まで
・質問書の回答	随時回答 (参加表明書等に関する回答は平成30年10月15日 (月) まで)
・現地視察申込書の提出期限	平成30年10月 9日 (火) 正午まで
・参加表明書等の提出期限	平成30年10月18日 (木) 正午まで
・選定通知	平成30年10月23日 (火)
・技術提案等・工事費見積書等提出期限	平成31年 1月15日 (火) 午後5時まで

・技術提案等に関する技術対話 プレゼンテーション・ヒアリング	平成31年 2月 6日 (水) 予定 平成31年 2月 7日 (木) 予備日
・工事費見積書等(技術提案反映後) 提出期限	平成31年 2月15日 (金) 正午まで
・結果通知	平成31年 2月25日 (月) 予定
・結果公表	平成31年 2月25日 (月) 予定
・優先交渉権者との協議	平成31年 2月25日 (月) 以降
・工事請負仮契約締結	平成31年 2月下旬
・工事請負本契約締結	養父市議会の議決後

※スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、養父市ホームページに掲載する。

8 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者(単体企業)とする。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100条)第15条の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 当該公告の日から参加表明書の提出まで、養父市指名停止基準(平成16年4月1日制定)による指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成15年度から公告の日までの間に、400席以上のホール又は延床面積4,000㎡以上の公共建築物の新築・改築工事を受注・履行した実績が1件以上あること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30%以上のものに限る。)
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値(同法27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が1,500点以上であること。
- (7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう)にないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (10) 平成30・31年度養父市建設工事入札参加資格を有していない者は、養父市入札参加資格審査申請要領に準じた申請書一式を提出すること。
- (11) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく、

- 一級建築士事務所の登録を受けたものであること。
- (12) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。
- (13) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (14) 次の項目を満たす現場代理人を専任配置できること。
- ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ②所属する企業との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (15) 次の項目を満たす管理技術者を技術協力に配置できること。なお、専任配置を求めるものではない。
- ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ②所属する企業との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (16) 次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。
- ① 建築一式工事に係る国家資格を有すること。
 - ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ③ 所属する企業との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (17) 本件工事の実施設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連があると認められる建設業者でないこと。
- ①本件工事の実施設計業務等の受託者と資本面又は人事面等において関連のある建設業者とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - 2) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者における当該建設業者。
 - 3) その他当該受託者との間において、特別の提携関係があると本市が認めた建設業者。
- (18) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ①資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
以下のいずれかに該当する2者の場合
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他本プロポールの適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合

- (19) 兵庫県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (20) 養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (21) 役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

※現場代理人、管理技術者、監理技術者の兼任は可能とする。

9 技術協力の内容

施工者となった者は、三者会議に出席し、技術提案の実施設計への反映と良質な実施設計の完成に協力する。

(1) 技術協力の期間

契約を締結した日の翌日から実施設計が終了する日までの間

(2) 内容

- ①設計全般に対する技術検証
- ②施工実施方針及び施工計画の作成
 - 1) 総合施工計画の検討・提案
 - 2) 仮設計画の検討・提案
 - 3) 工事工程の検討・提案及び工程表の作成
- ③本プロポーザルにおいて採用された技術提案の資料作成・提出
- ④実施設計期間中の技術提案の検討
- ⑤コスト管理支援
 - 1) 工事費内訳明細書の作成・更新
 - 2) 養父市及び実施設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
 - 3) 実施設計期間中の工事費の管理支援
- ⑥関係機関との協議資料作成支援
- ⑦三者会議への出席（月2回程度）
- ⑧報告書の作成

(3) 技術協力の成果物

技術協力が完了したときは次の成果物を提出すること。

- ①業務報告書
- ②各種技術検証資料
- ③技術提案
- ④提案に関する成果物
- ⑤工事費内訳明細書
- ⑥その他監督員の指示するもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。なお、データ形式及び提出形状等は監督員と協議すること。ただし、図面データ形式はPDF形式、DWG形式、JWW形式、SFC形式の4形式で提出する。

10 契約後VE提案の取扱いについて

施工者となった者は、次に定める内容によりプロポーザル実施中に提案した技術提案だけでなく、契約後も積極的にVE提案を行うこととする。

(1) VE提案を求める範囲

設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更は伴わない範囲とする。なお、以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更に伴う提案。
- ②契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。

(2) VE提案の提出期間等

提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の各工事に着手する35日前までとする。

(3) VE提案の検討及び審査

- ①検討及び審査は、養父市により行うものとする。
- ②検討及び審査は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取する。

(4) VE提案の採否の通知

採否は原則として、VE提案の受領後14日以内に通知する。ただし、施工者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(5) VE提案を採用した場合の設計変更等

- ①VE提案を採用した場合は、設計変更を行わなければならない。
- ②設計変更が行われた場合は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- ③請負代金額の低減金額に対して、10分の5に相当する金額（VE管理費）を削減しないものとする。

1 1 実施設計業務等の受託者

- (1) 実施設計者・工事監理者： 株式会社佐藤総合計画
(2) CMR : 阪急コンストラクション・マネジメント株式会社

III 参加表明

1 参加資格審査について

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格に係る提出書類を作成し、「II-7 選定スケジュール」に該当する期限までに事務局に提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格審査を行い、技術提案書審査に進む者を選定する。

2 提出書類

- (1) 参加表明書（別紙様式1）
(2) 建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
(3) 兵庫県内の営業所における建設業の写し
(4) 建築士事務所登録の写し
(5) 法人履歴事項全部証明書（法務局登記官証明のもの）
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が記載されている経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(7) 施工実績（別紙様式2）
①平成15年度以降に完成・引渡し完了した、400席以上のホール又は延床面積4,000㎡以上の公共建築物の新築・改築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率30%以上を対象とする。）
②コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録の有・無のいずれかに○をすること。有に○を付した場合はコリンズの写しを添付すること。無に○を付した場合は契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを添付すること。なお、コリンズ等で実績確認が不明瞭なときは、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。
(8) 現場代理人の経験及び資格（別紙様式3-1）
①記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
②参加申込のあった日以前に、所属する企業との間に6か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
③参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工

事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。

- ④事故等のやむ得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、現場代理人の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

(9) 管理技術者の経験及び資格（別紙様式 3-2）

- ①記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
- ②参加申込のあった日以前に、所属する企業との間に 6 か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- ④事故等のやむ得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、管理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

(10) 監理技術者の経験及び資格（別紙様式 3-3）

- ①記載した資格を証明するものの写し及び監理技術者証の写しを添付すること。
- ②参加申込のあった日以前に、所属する企業との間に 6 か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- ④事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

3 参加表明書等作成要領

- (1) 提出部数各 2 部（CD-R 若しくは DVD-R による電子データを同梱）
A4 ファイル綴じすること。（背表紙に会社名を記載）
- (2) 使用する言語、通貨及び単位
使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- (3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事

項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。なお、参加表明書（別紙様式1）を1頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

4 提出方法等

（1）提出期間

「Ⅱ－7選定スケジュール」の期限までに事務局に提出すること。

（2）提出方法

提出先は、事務局まで持参若しくは郵送とする。郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、選定スケジュールの提出期限内に事務局必着とする。

5 参加資格審査結果通知（選定通知）

参加資格審査の結果は、「Ⅱ－7選定スケジュール」の期日を目途に書面により申請者に通知する。

Ⅳ 図面等資料配付

公告後速やかに、参加検討のための参考に資するものとして、養父市文化会館（仮称）基本設計書等の資料を配付する。また、選定通知により資格があると認められた者には、再度、養父市文化会館（仮称）基本設計書（見積用）および設計要求水準書等の資料を配付する。前者と後者の資料に相違がある場合は、後者の資料を正とする。

- 1 配付を希望する者は、事前に事務局に資料受領希望の連絡をすること。資料受領の際、秘密保持に関する誓約書（別紙様式9）に記入し提出すること。（PDFデータをメール送信し、本書は郵送若しくは持参すること。）
- 2 養父市文化会館（仮称）基本設計書等の資料配付の希望は参加表明書等の提出期限までとする。
- 3 配付はCMRよりメールにて送付する。

Ⅴ 質問回答

1 提出期限及び留意事項

参加表明書等に係る質問は（別紙「様式4」）に記載し、提出期限は平成30年10月9日（火）正午までとする。また、技術提案等及び工事費見積書等に係る質問は（別紙「様式8」）に記載し、提出期限は平成31年1月11日（金）正午までとする。

2 提出方法

質問回答書（別紙「様式4」「様式8」）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製

のエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、「【〇〇】養父市文化会館（仮称）建設工事に係る公募型プロポーザル（質問書）」とすること。（【〇〇】は会社名を記載すること。）また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

3 質問に対する回答

参加表明書等に関する回答は平成30年10月15日（月）までに、養父市ホームページに記載する。また、技術提案等及び工事費見積書等に関する回答は随時回答する。回答は原則メールにて行い、必要に応じて面談を行う。また、質問に基づき募集要領に修正が必要となった場合はすみやかに公表する。

4 その他

技術提案等に対する質問については公表の可/否を記載すること。可の項目に関しては養父市ホームページへ全体共通質問として公表し、否の項目については原則、質問者にも回答する。ただし、審査委員会において公表すべきと判断された項目については応募者の了解を得た上で公表する。

VI 技術提案等の提出

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

1 技術提案等提出書類一覧

技術提案等の提出書類は以下の通り。

1.1 技術提案書

1.1.1 技術協力に関する提案

- (1) 技術協力の実施方針（別紙様式5-1 A3判：1枚）
- (2) 技術協力の実施体制（別紙様式5-2 A3判：2枚）

1.1.2 施工計画に関する提案

- (1) 施工体制・施工・工程計画についての提案
(別紙様式5-3 A3判：3枚)
- (2) 施工上の課題に対する技術的所見（別紙様式5-4 A3判：1枚）
- (3) 施工中の情報公開についての提案（別紙様式5-5 A3判：1枚）
- (4) 竣工後のフォローについての提案（別紙様式5-6 A3判：1枚）

1.1.3 養父市内経済の活性化対策に関する提案

- (1) 養父市内の建設事業者等の活用方法（別紙様式5-7 A3判：1枚）
- (2) 養父市内での建設資材の購入計画（別紙様式5-8 A3判：1枚）
- (3) 養父市内経済の活性化対策について（別紙様式5-9 A3判：1枚）

1.1.4 技術提案

- (1) 品質向上提案（別紙様式6-1 A3判：1枚）
- (2) 技術提案総括表（別紙様式6-2）
- (3) 技術提案個票（別紙様式6-3）
- (4) 技術提案内訳明細書（参加者自由書式）

1.2 工事費見積書等

- (1) 工事費見積書（別紙様式7-1）
- (2) 工事費見積内訳書（別紙様式7-2）
- (3) 工事費見積内訳明細書（参加者自由書式）

1.3 工事費見積書等（技術提案反映後）

- (1) 工事費見積書（技術提案反映後）（別紙様式7-3）
- (2) 工事費見積内訳書（技術提案反映後）（別紙様式7-4）

2 技術提案等の作成

2.1 技術提案等の作成

提案書ごとに別紙様式を提出すること。PDFデータ（ただし、上記1.2工事費見積書等に関してはマイクロソフト社製のエクセルデータも必要）も合わせて提出すること。

2.1.1 技術協力に関する提案

(1) 技術協力の実施方針

実施設計段階に行う技術協力について、施工段階も考慮し、円滑な実施設計を実施するために、基本設計図から読み取れる適正なグレード・品質を確保しながら、工事費の軽減と工期遵守を図ることを目的に、以下の項目について具体的に記述すること。

- ①技術協力の開始に当たり、コスト増などのリスク要因、養父市及び実施設計者との共有方法
- ②技術協力期間中のコスト管理支援における、提出された工事費内訳明細書の活用方法
- ③設計全般に対する技術検証のポイント・進め方と実施設計へのフィードバック方法
- ④フロントローディングの活用など生産計画・調達計画の実施設計へのフィードバック方法
- ⑤技術協力の概略スケジュールと具体的な業務内容・想定される課題と解決策の提示（例；実施設計の手戻りの防止、コスト推移の確認とリカバリー時間の確保等）
- ⑥その他技術協力を効率的に進めるための提案

(2) 技術協力の実施体制

技術協力の実施に当たってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、養父市及び実施設計者との具体的な協議方法などを記述すること

2.1.2 施工計画に関する提案

(1) 施工体制・施工・工程計画についての提案

① 施工体制については工事の実施に当たってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格などを記述すること。施工・工程計画については、掘削時の湧水対策、交通安全対策や敷地内に残る建物への安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策、周辺井水への対策、別途工事との調整など、その具体性・実現性・安全性等に十分考慮し、その内容及び工事費・工期について提案書に記述すること。

② 本提案については、別紙様式5-3に加えて参考資料として以下1)、2)について必要に応じ説明図、説明書類を添付すること。参考資料は任意様式A3版横とし、参考添付資料である旨を明記すること。

1) 総合施工計画は、準備工事段階からの施工計画とし、工程上の節目となる各段階での施工状況を平面図及び断面図等により表現すること。また、内容は総合工事工程と対応したものとすること。

2) 総合工事工程は、準備工事段階からの工程とし、試運転、受電、各種検査機関等についても表現すること。また、クリティカルパスを太線・赤線で表示し、各工程における主要資機材の概算数量を記述すること。

(2) 施工上の課題に対する技術的所見

本工事における課題や問題点としてとらえられる内容について提示し、その課題に対する解決方法について提案すること。なお、その課題や問題点及び解決策が設計図書における目的物の形状変更を伴う場合は技術提案とし、本提案には含めないこと。

(3) 施工中の情報公開についての提案

本施設に対する市民の関心を高めることや、本施設の市内外にむけたPRとなる情報公開方法を提案すること。

(4) 竣工後のフォローについての提案

竣工後のメンテナンス方法及び資機材調達方法等、施設を末永く利用するためのフォロー方法や施工者の関わり方を提案すること。

2.1.3 養父市内経済の活性化対策に関する提案

(1) 養父市内の建設事業者の活用方法

養父市内建設業者への発注について提案すること。また、養父市に対する効果を工事費見積書で確認できる金額で数値化して記述すること。

*養父市内建設業者とは、養父市内に本店を有する建設業法における建設業許可業

者をいう。(許可工種は問わない。)

*特別共同企業体を結成する場合は、養父市建設工事特別共同企業体取扱要綱に基づき結成すること。なお、特別共同企業体の出資比率は、効果として算定しない。

(2) 養父市内での建設資材の購入計画

養父市内企業からの建設資材の購入計画等の具体策について提案すること。

また、養父市に対する効果を工事費見積書で確認できる金額で数値化して記述すること。

*養父市内企業とは、養父市内に本店、支店又は営業所を有する企業をいう。

(3) 養父市内経済の活性化対策について

(1)(2)に限らず、養父市経済への貢献について提案すること。

2.1.4 技術提案

(1) 品質向上提案(別紙様式6-1)

品質が向上し、コストが変わらない項目に対して提案すること。

(2) 技術提案総括表(別紙様式6-2)

品質が向上しコストが縮減する項目、及び品質は同等でありコストが縮減する項目に対して提案すること。また記載された技術提案個票の総括表として、別紙様式6-2を提出すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(3) 技術提案個票(別紙様式6-3)

①技術提案ごとに、別紙様式6-3を提出すること。

PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも合わせて提出すること。

②次に掲げる事項を技術提案書に記載すること。

- 1) 設計図書に定める内容と技術提案の内容の対比及び提案目的
- 2) 技術提案が採用された場合の工事費のコスト縮減金額(諸経費含む)、算出根拠(図面・数量など)
- 3) 養父市が別途発注する関連工事との関係
- 4) 工業的所有権等の排他的権利を含む技術提案である場合、その取扱いに関する事項
- 5) その他技術提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策

③各提案についての具体的な考え方を別紙様式6-3の範囲内で記述すること。

なお、文字の大きさは10ポイント以上(イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある)とする。

(4) 技術提案内訳明細書(自由書式)

①技術提案ごとに作成すること。

②作成方法については、「VI. 2. 2. 1 (3) 工事費見積内訳明細書」に倣う。

③内訳構成は、

- 1) 該当部分の工事費（内訳明細書含む。）
- 2) 技術提案金額（内訳明細書含む）
- 3) コスト縮減金額

（ 1 ） の該当部分の工事費 — 2) 技術提案金額 ） とする。

④諸経費は技術提案ごとに計上すること。

⑤工事費見積内訳明細書との関連付けができるよう、備考欄に工事費見積内訳明細書の頁番号を記載すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(5) 技術提案の範囲

本プロポーザルの参加者が技術提案を行う範囲は、設計要求水準書を満たした上で、設計図書に定められている内容のうち、次表の中で「可」としているもので、かつ、表中の条件内容を満たすものとする。ただし、以下①から⑦に該当するものは対象範囲外とする。

技術提案対象項目	可	不可	条件内容
・ 共通			
仮設・土工事の工法変更	○		
A. 建築工事（意匠）			
配置計画の変更		○	
平面計画の変更		○	
階層計画の変更		○	
断面計画における階高の変更	○		非常用エレベーターの設置を不要とすること
断面計画における天井高の変更		○	
断面計画におけるOAフロア高さの変更	○		各室、設計図書の性能を満たすこと
立面計画における外装デザインの変更		○	
立面計画における外装仕上材の変更	○		設計図書の性能を満たし、質感、ディテール、取合等、デザインに変更のないこと
立面計画における外装工法の変更	○		設計図書の性能を満たし、デザインに影響のないこと
立面計画におけるガラス	○		設計図書の性能を満たすこと

厚さの変更			
内装仕上計画の変更	○		設計図書の性能を満たし、デザインに影響のないこと
B.建築工事（構造）			
スパン割り寸法の変更	○		実施設計工期に影響を及ぼす場合は不可。平面計画の変更を伴わないこと
構造断面割り寸法の変更	○		
躯体のコンクリート・型枠の工法変更	○		
床型枠の仕様変更	○		
鉄筋の仕様変更	○		
鉄骨柱の工法変更	○		
鉄骨柱の仕様変更	○		
耐火被覆の仕様変更	○		
各種基準図の変更		○	
C.電気設備工事			
照明器具仕様の変更	○		必要照度を確保すること。長寿命型とし、設置環境に配慮した器具仕様とすること
電気室、発電機室、弱電主装置類の配置変更		○	
その他仕様の変更	○		設計図書の性能を満たすこと
D.空調設備工事、給排水衛生設備工事			
衛生器具仕様の変更	○		
熱源及び空調方式の変更	○		外部へ設備機器を設置し、意匠デザインに影響を与える提案は不可とする
その他仕様の変更	○		設計図書の性能を満たすこと
E.昇降機工事			
昇降機全般の変更	○		
F.舞台設備工事			
舞台設備全般の変更	○		
G.外構整備工事			
外構整備全般の変更	○		
H.情報通信設備工事			
情報通信設備全般の変更	○		
I.AV設備工事			

AV設備全般の変更	○		
J.BDS整備工事			
BDS整備全般の変更	○		

- ①機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。
- ②工期の延長を伴うもの。
- ③防災性、安全性の低下を伴うもの
- ④環境性能が低下し、環境負荷、周辺地域への工事中の騒音・振動等が増加するもの。
- ⑤維持管理段階における困難さやライフサイクルコストの増加が予想されるもの。
- ⑥本プロポーザルにおける技術提案が成立しないもの。
- ⑦その他、技術提案の定義に著しく相違するもの。

2.1.5 技術提案作成の留意事項

- (1) 技術提案内訳明細書は、技術協力におけるコスト管理支援での活用が可能なものとする。
- (2) 技術提案内訳明細書は、「VI. 2. 2. 2 工事費見積書等作成の留意事項」に従い作成すること。
- (3) 技術提案の取扱い

工業的所有権等の排他的権利を有する提案は採用後に発生する経費等について記述すること。ただし、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本事業において無償で使用できるものとする。

また、本プロポーザルにおいて非採用となった技術提案についても、設計深度化の過程において、再度検討し、採用することがありうるものとし、その際は契約後VEとして取扱うものとする。

(4) 技術提案の責任の所在

- ①本プロポーザルにおいて採用された技術提案について、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、実施設計者が責任を負えない技術がある場合は、計画通知申請上、提案者をその他設計者とする。
- ②①において、提案者が計画通知申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。

(5) 採用された技術提案の担保

施工者となった者は技術提案書の審査・技術対話等を通じて採用された技術提案について、実施設計への反映に協力することとし、技術提案採用金額の変更は行わない。ただし、施工者の責によらず、上記の技術提案が実施設計に反映できない場合は、その限りではない。

- (6) 技術提案書はそれぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。

- (7) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・ヒアリング等を通じて採用され、その結果、施工者となった者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力で実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、養父市と協議するものとする。

2.2 工事費見積書等の作成

2.2.1 工事費見積書等の作成

(1) 工事費見積書

別紙様式7-1に記載の上、提出すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(2) 工事費見積内訳書

別紙様式7-2に記載の上、提出すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(3) 工事費見積内訳明細書

①内訳明細書の書式については、参加者の任意書式による。ただし、見積会社名、及び頁数/全体頁数を各頁のフッター部に出力の上、PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

②内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

③一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事根拠を内訳明細書に反映させる。

④共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。

⑤価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。（厳守）

2.2.2 工事費見積書等作成の留意事項

(1) 工事費見積内訳明細書は、技術協力におけるコスト管理支援での活用が可能なものとする。

(2) 設計要求水準書及び設計図書に含まれている内容を承知した上で、設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するために必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、工事費見積書及び工事費見積内訳書並びに工事費見積内訳明細書に反映すること。

(3) 技術提案反映後の工事費見積書については、採用通知のあったものは全て別紙様式7-3 工事費見積書（技術提案反映後）及び別紙様式7-4 工事費見積内訳書（技術提案反映後）に反映させて提出すること。

(4) 技術提案反映後の見積額が工事費上限額を超過した場合は失格とする。

3 技術提案等作成要領

(1) 提出部数

各10部。ただし、工事費見積内訳書、工事費内訳明細書、技術提案内訳明細書、工事費見積書（技術提案反映後）及び工事費見積内訳書（技術提案反映後）は3部とする。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータを納めたCD-R又はDVD-Rは1部とする。

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

(4) 注意事項

- ①技術提案等については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現はさけること。
- ②提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

4 提出方法等

(1) 提出期間

「Ⅱ-7 選定スケジュール」の該当する期限までに事務局に提出すること。

(2) 提出方法

提出先は、事務局に持参若しくは郵送とする。郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、選定スケジュールの提出期限内に事務局必着とする。

5 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、技術対話等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

6 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差し替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、養父市が指示するものは除く。）

- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 施工者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

Ⅶ 技術対話（プレゼンテーション・ヒアリング）

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会によるヒアリングを受ける。

1 実施場所・日時

実施場所、実施時間、その他詳細については後日通知する。

2 実施方法

- (1) 審査委員会によるヒアリング形式（非公開）とする。
- (2) プレゼンテーションの内容は自由とする。（提出された技術提案等のみでも良い。追加資料も認める。）
- (3) 説明15分、質疑応答35分の計50分とする。
（質疑応答は、必要に応じて調整する場合がある。）
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは、現場代理人、管理技術者、監理技術者を含む6名以内とする。
- (5) ヒアリング時の参加者の呼称は、A者、B者等のように参加者名を伏せて行う。
なお、ヒアリングの順番は、技術提案等の受付の遅かった者から順番に行う。

Ⅷ 技術提案審査及び技術提案反映依頼

- 1 技術提案は、養父市、実施設計者、CMRにて、施工の確実性、安全性、経済性（工事費削減効果）等の視点で、採用（○）、不採用（×）を判定する。なお、当該採否を決定する上で、必要に応じて、審査委員会の意見を聴取する。
- 2 技術提案反映依頼は、平成31年1月28日（月）を目途に書面により参加者それぞれに通知する。
- 3 上記1～2において採用を決定した技術提案の合計金額を技術提案採用金額とする。
- 4 工事費見積書（技術提案反映後）の提出期限は、「Ⅱ－7 選定スケジュール」の通りとする。

Ⅸ 優先交渉権者の特定等

1 審査委員会の設置

本プロポーザルの審査は、審査委員会が行う。なお、審査委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。審査委員会は次の5人の委員により構成される。

養父市プロポーザル審査委員（50音順・敬称略）

木下 光	関西大学環境都市工学部建築学科教授
櫻井 春輔	神戸大学名誉教授
正木 啓子	(公財) 日本都市計画学会関西支部顧問
光多 長温	(公財) 都市化研究公室理事長
横守 稔久	兵庫県立芸術文化センター プロデューサー

2 優先交渉権者の特定

評価点が最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者とする。ただし、提案項目の評価点（80点満点）が、6割未満となる場合及び養父市内経済の活性化対策の評価点（25点満点）が3割未満となる場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者として特定しない。なお、合計点数が同値の場合は、このうち工事費見積書（技術提案反映後）が低い者を上位とする。また、工事費見積書（技術提案反映後）も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

3 審査結果通知

審査の結果は、「Ⅱ-7選定スケジュール」の期日を目途に書面により参加者に通知する。

4 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに養父市ホームページに公表する。なお、優先交渉権者と次点交渉権者については、名称及び評価点を、その他の参加者については、参加者名を伏せて点数のみを公表する。

X 評価方法

1 評価基準

(1) 評価事項に対する配点

項目		評価項目	配点	
提案項目	技術協力に関する提案	技術協力の実施方針	5	10
		技術協力の実施体制	5	
	施工計画に関する提案	施工体制・施工・工程計画についての提案	10	30
		施工上の課題に対する技術的所見	10	
		施工中の情報公開についての提案	5	
	養父市内経済の活性化対策	竣工後のフォローについての提案	5	25
		養父市内の建設事業者の活用方法	15	
		養父市内での建設資材の購入計画	5	
	技術提案	品質向上提案	5	15
価格項目	技術提案反映後の見積額	20	20	
計			100	

(2) 提案項目に対する評価

①技術協力に関する提案、施工計画に関する提案

提出された技術提案書及び技術対話により、総合的に評価し、1から10までの10段階にて評価する。

(例1：評価1 → 配点1、評価10 → 配点10)

(例2：評価1 → 配点0.5、評価10 → 配点5.0)

②養父市内の建設事業者の活用方法、養父市内での建設資材の購入計画

養父市内の建設事業者等の活用方法・建設資材の購入計画について養父市に対する効果の金額により評価する。効果の金額が参加者の中で最高額である者を満点とし、他の者は最高額との割合により計算する。計算の結果は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。なお、金額は工事費見積書で確認が出来るものとし、確認が出来ない場合は対象から外す場合がある。

③養父市内経済の活性化対策について

養父市内経済への貢献について総合的に評価し、1から10までの10段階にて評価する。

(例：評価1 → 配点0.5、評価10 → 配点5.0)

④技術提案

品質が向上し、コストが変わらない項目について技術対話により、総合的に評

価し、1から10までの10段階にて評価する。

(例：評価1 → 配点1.5、評価10 → 配点15)

(3) 価格項目に対する評価

①技術提案反映後の見積額

1) 価格評価は参考見積提案率(%) (税込) にて行う。

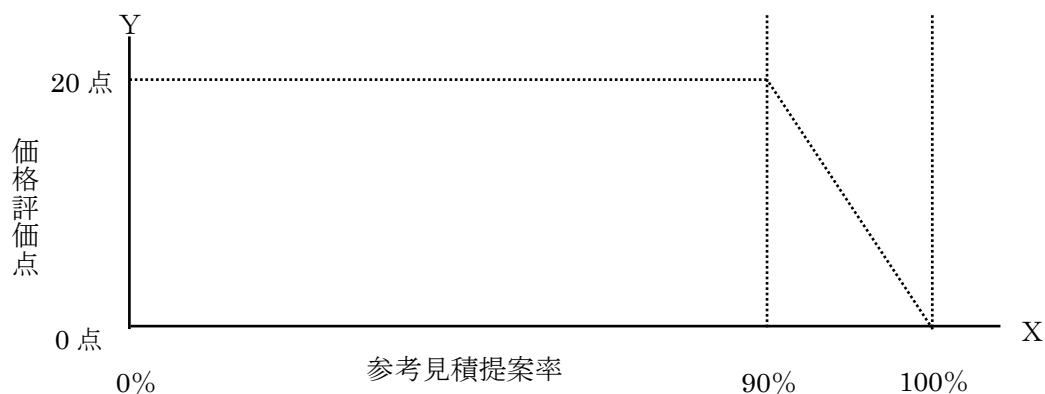
参考見積提案率(%) = (技術提案反映後工事費 / 工事費上限額) × 100

技術提案反映後工事費 = 工事費 - 技術提案反映金額

	<ul style="list-style-type: none"> 参考見積提案率が100%を超える場合は失格とする。
	<ul style="list-style-type: none"> {90% < 参考見積提案率 ≤ 100%} における評価点 {90% : 20点} と {100% : 0点} を通る直線式により算出される以下のYの値を価格評価点とする。 <p>価格評価点算定式 $Y = B \times (1 - X / A)$</p> <p>X : (参考見積提案率 - 90) %</p> <p>Y : 価格評価点</p> <p>A = 10 %</p> <p>B = 20</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 参考見積提案率が90%以下の場合には20点とする。

なお、評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。

価格評価点のイメージは次の通りとする。



(例1 : 参考見積提案率が95%だった場合)

$$Y = B \times (1 - X / A) \quad X = 95 - 90 = 5\%$$

$$Y = 20 \times (1 - 5 / 10)$$

$$= 10 \text{ 点}$$

(例2 : 参考見積提案率が98%だった場合)

$$Y = B \times (1 - X / A) \quad X = 98 - 90 = 8\%$$

$$Y = 20 \times (1 - 8 / 10)$$

$$= 4 \text{ 点}$$

X I 契約等に関する事項について

1 工事請負契約の締結について

- (1) 養父市は、本プロポーザルの優先交渉権者と技術協力を含む工事請負仮契約を締結する。ただし、優先交渉権者が辞退した場合、優先交渉権者の参加資格を欠くと判断された場合又は契約の交渉が整わなかった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (2) 工事請負契約の仮契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、養父市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- (3) 養父市は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに「II-8参加資格」の（1）から（21）のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができる。

2 工事請負契約書の運用について

別紙の建設工事請負契約書（案）による。

3 工事請負代金の支払条件について

各会計年度における工事請負代金の支払限度額は、概ね平成31年度に20%、平成32年度に80%とし、詳細については別途協議するものとする。また、前払金、中間前払金、部分払金については養父市財務規則及び建設工事請負契約書による。

4 三者協定の締結について

工事請負契約の締結と並行して、三者協定の締結に当たり、養父市及び実施設計者並びに施工者は、以下の内容の確認を行う。

- (1) 施工者より提出された工事費見積内訳明細書及び採用された技術提案内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性の検証。
- (2) 明細書等に基づく、実施設計段階での設計グレードの確認
- (3) 技術協力期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレードの確認・フィードバック方法
- (4) 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化、予見不可能な事由については、別途協議するものとする。
- (5) 上記（1）から（4）の確認において、明細書等と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、養父市及び実施設計者並びに施工者にて協議し、

- 必要に応じて設計グレード又は明細書等の修正を行う。なお、「Ⅶ 2. 2. 2 工事費見積書等作成の留意事項」の(2)記載事項については修正の対象としない。
- (6) 明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、工事請負契約額以内での工事の実施に向けて技術協力を実施することを合意する。
- (7) 養父市は、上記(1)から(4)における、確認、協議及び合意について、実施設計者及び施工者との調整を、CMRとともに行うこととする。

XⅡ その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 本プロポーザルの関係者に直接又は間接を問わず当該実施要領及びこれに関連する件で接触した場合。
- (4) その他、審査委員会が不適切と判断した場合。
- (5) 技術提案反映後の見積額が工事費上限額を超過した場合。

2 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」（別紙様式10）を提出すること。

4 公表、非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表、非公表の範囲は、下記の通りとする。

- (1) 事後公表
 - ①参加者名称（優先交渉権者と次点交渉権者）
 - ②優先交渉権者、次点交渉権者の得点
 - ③参加者（呼称）の得点
- (2) 非公表
 - ①参加表明書等（添付する資料等）
 - ②技術提案書（添付する資料等）
 - ③技術提案反映後工事費

5 建設予定地の現地視察等

- (1) 事務局が開催する現地説明会は行わない。
- (2) 各参加者の現地視察は可能である。
- (3) 現地視察を希望する者は、平成30年10月9日（火）までに現地視察申込書（別紙様式 a）を事務局に電子メールにて送付すること。
- (4) 現地視察は平成30年10月17日（水）までとする。
土日、祝祭日を除く。9時から17時までとする。

6 設計要求水準書の位置付け

設計要求水準書の位置付けは、以下の通りとする。

- (1) 設計要求水準書は、養父市文化会館（仮称）建設工事に要求する水準等を示すものである。
- (2) 設計要求水準書に定める水準を満たすことが原則であるが、三者会議において決定した場合はこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する者は、設計要求水準書を満たす限りにおいて提案を行うことができるものとし、別に本募集要領で示される諸条件を遵守して参加表明書、技術提案書を作成しなければならない。
- (4) 設計要求水準書は、設計図書とともに契約書に添付する。

7 事務局

〒667-8651

兵庫県養父市八鹿町八鹿1675 八鹿公民館内

養父市市民生活部 文化会館建設推進室

TEL 079-662-6141

FAX 079-662-3201

E m a i l 宛先： youkakouminkan@city.yabu.lg.jp

CC： takayama-eijyu@hankyu-cm.jp （CMR）

養父市ホームページ <https://www.city.yabu.hyogo.jp/>

※電子メールは事務局送付と共に、CMRにも送付すること。